

平成 31 年度地区防災計画の進め方

平成 31 年 4 月 26 日

普及啓発・連携担当

1. 平成 30 年度までの状況・課題認識

- ・ 「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」報告書等で、地区防災計画の必要性が記述されるなど、地区防災計画が今後の地域の防災力を高め、大規模災害に地域が対応する手法として広く認識されるようになった。
- ・ 取組事例が蓄積され、地区防災計画が功を奏した事例、今の地域社会で求められる事例（例：マンション、企業、津波等）が見られるようになり、これらがライブラリに整理された。
- ・ 地区防災計画を推進する上での課題も集約されつつあり、「地区防災計画の普及啓発を進めるためのポイント（教訓）（別添 1）」が整理できるまでになった。
- ・ 一方で、全く取組を行っていない自治体があるなか、取り組む自治体と、取り組まない自治体が二極化しつつある。取り組む自治体数は全体の 1 割以下にとどまる（平成 30 年 4 月 1 日現在）。

2. 今後の取組方向

地区防災計画に関するアドバイザリーボード（別添 2）を設けつつ、以下 3 点の狙いに関し、具体的なアクションを展開し、地区防災計画の推進を支援する。

狙い 1：市町村支援具体的なアクション 1：地区防災計画の策定に向けたガイドラインの策定（市町村職員向け）

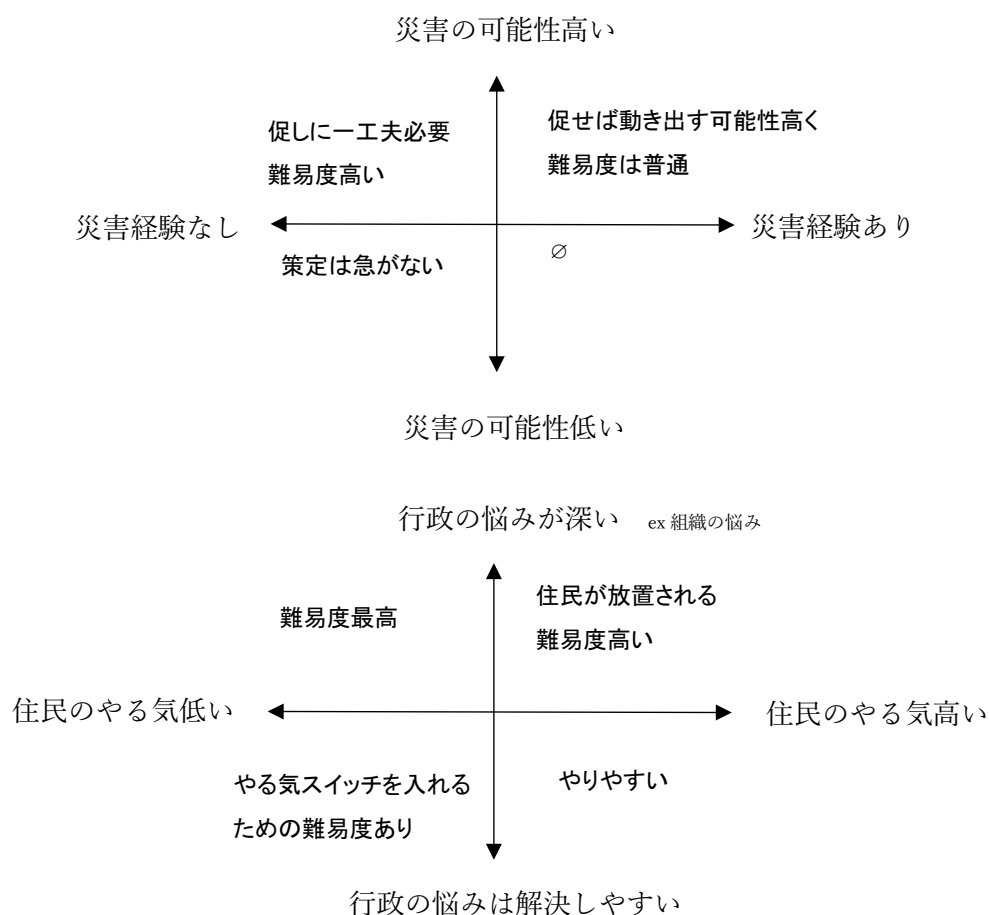
論点例

- ✓ 制度に関する論点（法律上の定義、地域防災計画への反映手順・基準、計画作成の効果、地区が作成する他の計画との関係 等）
- ✓ 住民との関係に関する論点（住民への意識づけ方法、行政が関わる程度・範囲、単位となる地区の範囲、計画策定手順、継続するための機運の維持 等）
- ✓ 行政内部に関する論点（行政内部での理解促進、住民による予防施策のなかでの優先順位 等）

ガイドラインが配慮すべき事項例

- ✓ 新しい地区防災計画（例：企業、マンション、女性・若者、地区間連携等）の提起
- ✓ 地区による難易度への配慮

<地区による難易度の目安>



具体的なアクション2：地区防災計画の取組状況等に関する悉皆調査

平成31年4月1日現在の地区防災計画の策定状況、取組状況等に関し、都道府県を通じて全市区町村に悉皆調査を行う。

- 5月下旬 調査票配布、6月下旬 締め切り

狙い2：重点地区における重点課題に対する事例の蓄積

具体的なアクション3：15地区程度へのアドバイザー派遣

地区防災計画の策定に向けた取組を支援するため、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」で提案された地域の防災力を高めるために必要な取組みであると指摘された方向性に合致する地区(注1)や、今後重要性が高まると考えられる方向で取り組んでいる事例(注2)について、アドバイザーを派遣する。

- 4月12日から募集開始(別添3)、5月13日締め切り

(注1) 福祉と防災の連携を目指す地区、地域の防災リーダーの育成に配慮している地区、学校での防災教育が関連している地区、南海トラフ地震や首都直下地震など巨大災害のおそれがある地区 等

(注2) マンション、団地、まちづくり関係団体、オフィスビル、商業施設、企業等が計画策定主体に含まれる事例、あらゆる世代・障害者・外国人等を計画策定主体に含める事例、観光客・来街者が多い事例 等

狙い3:ヨコ展開のための経験共有

具体的なアクション4:地区防'zの強化

平成31年3月16日に正式に旗揚げ(別添4)された、地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z(ちくぼうず)」の活動を活性化・強化し、自治体職員同士の交流を促進する。

- 地区防'zへの定期的な情報提供(例:「地区防'z通信」の発行)
- 地区防'zの意見交換会を開催(6月26日に第1回会合を開催予定)

具体的なアクション5:地区防災計画に関する経験共有のためのイベント開催

- 防災推進国民大会2019(10月19、20日 名古屋)
- 津波防災の日スペシャルイベント(11月5日)
- 地区防災計画フォーラム(2020年3月予定)

具体的なアクション6:「地区防災計画ライブラリ」の拡充

- 平成31年4月22日、内閣府HPにて、地区防災計画の原文を163事例掲載し、公表
- 今後も、随時拡充予定

津波地区防災に関する今後の取組課題と方向性について

津波地区防災計画の普及啓発を進めるためのポイント

地域で津波に備える地区防災計画策定支援検討会

(平成 31 年 3 月 6 日)

平成 30 年度に内閣府が開催した「地域で津波に備える地区防災計画策定支援検討会」では、津波に備えた地区防災計画の作成を推進するため、地区へのアドバイザーの派遣に加え、相互学習の機会を設けることにより、多様な特色を持つ全国 8 地区の取組みに対する支援を行った。これらの取組みから、以下のとおり、津波地区防災の普及啓発において重視すべきポイントが整理された。

これらのポイントは、地方自治体に向けたものとして想定してまとめているが、今後、津波に備えるための地区防災計画を推進する地区や、アドバイザー等関係者等においても参考にしていきたい。さらに、分野横断的に地域の課題に対応する地区防災計画を通じ、持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 目標 や「仙台防災枠組 2015-2030」が示すグローバルターゲットに貢献していくことを目指していきたい。

ポイント 1

住民が地区防災計画への関心を持つことができるよう、住民が地域について十分かつ客観的な理解を深め、地区防災計画を策定する効果や意義を実感できるための様々な工夫が必要であった。

(今年度の状況)

- 地域住民は、必ずしも客観的に地域の状況を理解しているとは限らないことが分かった。
- 津波に対する住民の意識が低い場合、防災ゲームを活用し問題意識を共有する、地域の小中学校を対象に科学講座で津波のメカニズムを教える、津波想定高等を具体的に住民に説明する、ICT を活用したシミュレーションを用いる等、様々な手法で行ったことが成功要因であった。

(今後の対応策、留意点)

- 引き続き、意識付けのための有効な手法を開発し、成功事例を共有する。
- 地区防災計画が地域の活性化に結びつく場合、意識付けにつながることに留意する。
- 地区単位に焦点を当てた正確なリスク情報、人口動態に関するデータ等を自治体が住民に提供することは、意識付けに貢献していることに留意する。

ポイント2

地域住民のなかの「まとめ役」が、地域住民の意識を高め、意向をまとめていくことに貢献した。

(今年度の状況)

- 自主防災会の会長、旅館組合長、防災士等が地域の実状を踏まえて地域住民を取りまとめた場合、活動が進みやすかった。
- 「まとめ役」は単独の者であるよりも、複数名である方が、地域内でのコミュニケーションが安定した。
- 「まとめ役」以外にも、住民のなかに防災の専門知識を持った者がいることにより、「まとめ役」も動きやすくなることが分かった。

(今後の対応策、留意点)

- 地域の「まとめ役」が輩出される背景(例:明示的な任命、自然発生、交代制の有無等)についても留意する。「まとめ役」を取り巻く運営体制(例:「まとめ役」をサポートする防災の専門知識を持った住民等)、女性の「まとめ役」に留意する。

ポイント3

地域にいる防災の専門家(例:地元の大学、コンサル、防災士等)を巻き込むことが有効であった。

(今年度の状況)

- 地域の実状を熟知している地元の支援者(例:地元の大学、コンサル、防災士等)による協力・支援は、活動を持続的なものにするためにも重要であった。

(今後の対応策、留意点)

- 計画策定段階に応じ、外部アドバイザーによる支援を補完する程度、外部アドバイザーによる支援が終了した時期に息長く住民の活動を支える方法、住民が自立して活動できるようにする支援等に留意する。

ポイント4

自治体や外部アドバイザーが住民をリードすることは、地区防災計画の活動を開始する初期の時期には有効であった。住民が自治体、外部アドバイザーに依存しすぎて指示待ちにならないよう、住民の主体性を尊重した関係を作ることが重要であった。

(今年度の状況)

- 自治体や外部アドバイザーが中心となって活動を続ける場合、住民の自主性が芽生えにくかった。
- 外部アドバイザーが、次回ワークショップ等までに住民に具体的な課題や宿題を出した場合、住民が主体的に問題意識をもつことができた。
- 住民が先行して活動していたところに、自治体が当初から見守りながら参画していた場合、自治体が地域防災計画改定の準備を同時並行で行え、改定が円滑に進むことが分かった。

(今後の対応策、留意点)

- 計画策定段階に応じた自治体や外部アドバイザーの関わり度合、住民と行政の役割分担（例：住民が行った方がいいこと、行政に知見が多いこと 等）について留意する。特に、計画策定段階に応じて外部アドバイザーがアドバイスするべき度合（例：住民が自立して活動できるようにする、新しい視野を提供する 等）をアドバイザーが見極められているか、留意する。
- ワークショップの到達点を回ごとに明確にする、ワークショップの内容を住民が決めるなど、住民がオーナーシップをもって進められるような工夫を共有する。
- アドバイザーとその得意分野（例：制度一般、意識啓発、リスク分析、企業防災、要配慮者への対応等の特定の課題 等）をリスト化し、地区防災計画に取り組む住民が選択できるようにする。
- 一つの地区に特定のアドバイザーを固定せず、アドバイザーの得意分野に応じて、活動の段階ごとにアドバイザーを交代する手法も留意する。

ポイント5

地区に企業が存在する場合、企業が地区防災計画の策定に加わることは住民としても（例：企業のもつリソースを住民が活用、企業が地域に与えるリスクを理解 等）、企業としても有益（例：避難先、企業活動の継続、地域での信頼 等）であるため、企業の意識付けを丁寧に行う必要があった。

(今年度の状況)

- 地域内に事業所（企業）のみ存在し、当該事業所に意思決定機能がない場合、事業所同士が連携を進めることは、調整に時間がかかった。本社等の意思決定が行いやすい部局との調整を当初から進めるべきであった。

(今後の対応策、留意点)

- 中小企業における BCP 策定が今通常国会で成立予定の法案により促進される見込みであることも踏まえ、企業の意識付けに成功し、企業が地区防災計画の活動に参加した事例（例：従業員が地域に多く居住する企業城下町の場合、従業員が地域の避難場所に行くことを想定している場合 等）、地区防災計画が BCP と連携した事例（例：企業 BCP のうち、企業の非常時対応策を地域で共有する 等）、複数の企業が連携した事例等を共有する。

ポイント6

地区防災計画が対象にする「地区」の地理的範囲は、単一町内会、単一集落等の比較的小さい単位であるとやりやすかった。ただし、小さければよいということではなく、小学校区等を参考に、日ごろの地域活動の範囲、リスクの広がる範囲等にかんがみて、地域の実状に応じた範囲を設定するとよかった。

(今年度の状況)

- 単一町内会、単一集落、旅館組合等の比較的小さな単位の場合、リスクや課題認識が共有しやすく、効果的に活動しやすかった。

(今後の対応)

- 地区防災計画の事例を共有する場合に、この点についても留意する。

ポイント7

自治体が地区防災計画についての知識や経験を学び、スキルアップできることが重要であり、自治体間でノウハウを共有できるネットワークを構築したことが有効であった。

(今年度の状況)

- 自治体に地区防災計画の制度を説明する講習会、フォーラム等を開催した。
- 11月5日津波地区防災スペシャルイベントや、6日に地区を集めた交流会によりノウハウの発表、共有ができたことが有効であった。

(今後の対応策、留意点)

- 地区防災計画に携わった行政職員の経験は自治体を超えて共有できる仕組みを確立する。(→地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z」が3月16日に発足)
- 地区防災計画を防災計画担当のみの業務とせず、まちづくり部局、福祉部局、教育部局、産業部局等の関連部局とともに取り組むことを促す。

地域防災力の向上を目指すアドバイザーボード

委員名簿

(五十音順 敬称略)

(◎ 座長)

- 浅野 幸子 減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表
早稲田大学 地域社会と危機管理研究所 招聘研究員
- 磯打 千雅子 香川大学 IECMS 地域強靱化研究センター 特命准教授
- 今村 文彦 東北大学 災害科学国際研究所 所長
- 鍵屋 一 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授
- ◎ 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター 教授
社会科学研究所 特任教授
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授
- 廣井 悠 東京大学大学院 工学系研究科 准教授
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所巨大災害研究センター 教授
- 吉川 忠寛 株式会社防災都市計画研究所 所長

2019年度 地区防災計画の策定に向けた支援対象地区の募集について

平成 31 年 4 月 12 日
内閣府（防災担当）

1 目的

「地区防災計画」制度は、平成 26 年の災害対策基本法の改正によって、地区居住者等が市町村と連携しつつ、自助・共助により行う自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度です。

災害の多い我が国においては、行政による「公助」はもとより、国民一人ひとりが取り組む「自助」、地域、企業、学校、ボランティアなど互いに助け合う「共助」を組み合わせることが重要であるなか、地域住民が普段から地域のリスクを把握し、避難計画を立てる「地区防災計画」の取組みは重要です。

内閣府（防災担当）では、これまで、市区町村や住民等が「地区防災計画」の策定に取り組みやすくなるよう、アドバイザーの派遣やシンポジウムの開催など、地域防災力の向上に向けた取組みを行っており、平成 30 年 4 月 1 日現在では、3,206 地区で地区防災計画の策定に向けた活動が行われ、さらに 248 地区では地区防災計画が地域防災計画に反映されております。

また、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ（*）」においても、災害時に住民が主体となって適切な避難行動をとるには、「地区防災計画」の策定が必要であるとの提言を受けており、近年は地区防災計画の重要性が広く認識されるようになっております。

このような状況を踏まえ、内閣府（防災担当）においては、より地区防災計画の策定に向けた取組みを支援するため、上記ワーキンググループで提言された地域の防災力を高めるために必要な取組みであると指摘された方向性に合致する地区（注 1）や、今後重要性が高まると考えられる方向で取り組んでいる事例（注 2）について、特に応援していきたいと考えております。

（注 1） 福祉と防災の連携を目指す地区、地域の防災リーダーの育成に配慮している地区、学校での防災教育が関連している地区、南海トラフ地震や首都直下地震など巨大災害のおそれがある地区 等

（注 2） マンション、団地、まちづくり関係団体、オフィスビル、商業施設、企業等が計画策定主体に含まれる事例、あらゆる世代・障害者・外国人等を計画策定主体に含める事例、観光客・来街者が多い事例 等

応援の手法としては、アドバイザーを派遣する ことにより、取組みのボトルネックとなっている事項（例：地域のリスクや危機感を共有する方法が分からない等）に対する解決の糸口を見つけていただくことを予定しております。

このため、上記注1又は注2に該当し、地区防災計画の策定に向けて内閣府（防災担当）による支援を希望する地区のある市区町村におかれては、別添様式に基づき、ご応募お願いいたします。

（*）平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/index.html

2 内閣府（防災担当）が選定した地区に対して行う業務内容

内閣府（防災担当）が、選定した地区における地区防災計画の策定に対して行う主な業務内容は以下のとおりです。

- ① 地区防災計画の策定に関する専門家等による助言（原則、専門家を1地区につき1回派遣します。その後の助言体制は、相談の上決定します。）
- ② 地区防災計画の策定プロセスについて詳述した事例集の作成、事例発表会（10、11、3月に予定、開催地は未定）の開催等により、選定した地区における事例を全国に紹介。なお、選定された地区の住民等又は市区町村には、10、11、3月に開催予定のいずれか1回の事例発表会でご登壇いただくことがあります。旅費は内閣府が負担します。

なお、内閣府（防災担当）は、上記業務を民間企業等に委託します。

3 2019年度に内閣府（防災担当）が支援する地区の選定

内閣府（防災担当）は、応募書類を基に、応援する市区町村（の地区）を選定します。

選定にあたり、内閣府（防災担当）が設置するアドバイザリーボード（5月中旬までに設置）の意見を踏まえながら、これまで地区防災計画の策定に関し提起された議論（*）を踏まえ、主に以下の観点を考慮して選考を行います。

- ・ 注1又注2との関係が具体的であるか。
- ・ 全国の他地区において、参考となり得る先進性、汎用性があるか。
- ※ 現時点での取組みの進捗段階は問いませんが、何らかの取組みを始めた又は始めようとしている地区を優先して選定させていただきます。

応募いただいた市区町村（及び取りまとめをいただいた都道府県）に対しては、必要に応じ、補足説明や資料の提出をお願いする場合があります。

結果は、6月中旬を目途に、応募いただいた市区町村及び取りまとめをいただいた都道府県に通知させていただきます。

（*）地域で津波に備える地区防災計画策定支援検討会
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/180622tsunami_kentoukai.html

（*）地域防災力の向上を目指すアドバイザリーボード
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/190328advisory_board.html

4 応募資格

2019年度内に地区防災計画の策定に向けて取り組む地区のある市区町村

5 応募要領

応募は、市区町村担当課において、別添の応募様式に御記入いただき、それらを都道府県担当課において取りまとめていただいた上で、下記担当まで電子メールで御送付ください。

6 応募締切

2019年5月13日（月）17時00分まで

7 本件担当

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付

山口、永村、向井所、穴井、草刈

Tel : 03-3502-6984 Fax : 03-3581-7510 E-Mail : bousai18@cao.go.jp

（留意事項）

- 書類等を提出いただく場合は、返却いたしません。
- 選定された場合、地区防災計画の策定主体はあくまでも当該地区であり、関係手続や調整等は、地区や市区町村において行っていただくこととなります（他、当方委託事業者とも調整）。
- これまでに内閣府（防災担当）のモデル事業（平成26～28年度）により支援された地区については、今回応募できません。
- 御不明な点は、上記7の提出先等の問い合わせ先にお問い合わせください。

以 上

記入日

2019年●●月●●日

エントリーシート

自治体名	〇〇県〇〇〇市	連絡先	TEL E-mail
担当者名	〇〇 〇〇	所属	〇〇課 課長補佐

■ 地区防災計画を策定予定の地区の状況	
地区名：	地区の規模（住民〇名程度）：
所在地：	
地区の課題： （例；人口減少、商店街の空洞化、担い手の高齢化、要支援者対策 等）	
過去の災害経験：	
現在、想定している災害リスク：	
これまでの取組内容、取組開始時期：	
取組を進めている又は進めようとしている中でのボトルネック（悩みなど）：	
地区の中で活動の中心となっている者（複数であることが望ましい）： ※個人名の記入は必要はなく、属性（例：町内会長、中学校のPTA会長等）をご記入ください。	

エントリーシート

地区の中で活動に加わる可能性がある団体（既参加者含む）：

※団体名の記入は必要はなく、属性（例：教育委員会、まちづくりNPO等）をご記入ください。

募集案内注1注2に合致する点：（*必ずしも両方とも記入する必要はありません）

注1：WG等で提言された地域の防災力を高めるための取組となっているか。

（例；福祉と防災の連携を目指す地区、地域の防災リーダーの育成に配慮している地区、学校での防災教育が関連している地区、南海トラフや首都直下地震など巨大災害のおそれがある地区 等）

注2：今後重要性が高まると考えられる方向での取組となっているか。

（例；マンション、まちづくり関係団体、オフィスビル、企業等が計画策定主体に含まれる事例、あらゆる世代・障害者・外国人等を計画策定主体に含め事例、観光客・来街者が多い事例 等）

今後の活動スケジュール：

その他の特記事項：

（※アドバイザー（現在、当該地区にいる場合のみ記入））

事務連絡
平成 31 年 3 月 1 日

都道府県
地区防災計画担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）

ちくぼうず

「地区防災計画」の策定に取り組む自治体ネットワーク「地区防'z」
のご案内について

日頃より、防災行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、災害対策基本法の改正により平成 26 年度から「地区防災計画」が創設されました。災害の多い我が国において、行政による「公助」はもとより、国民一人ひとりが取り組む「自助」、地域、企業、学校、ボランティアなど互いに助け合う「共助」を組み合わせることが重要である中、地域住民が普段から地域のリスクを把握し、避難計画を立てる「地区防災計画」の取組は、重要であると考えております。

平成 30 年 4 月 1 日時点の「地区防災計画」の策定状況を都道府県のご協力をいただきながら、全市区町村に対し調査したところ、23 都道府県、41 市区町村、248 地区にて「地区防災計画」を市町村の地域防災計画に反映済み、また、42 都道府県、132 市区町村、3,206 地区にて「地区防災計画」の策定に向け取組を進めている、という結果となりました（最終更新:平成 31 年 2 月 20 日）。

「地区防災計画」の策定を推進するためには、一義的には住民等の皆様の関心、意欲によるものですが、住民の方々は、「地区防災計画」制度に関する知識、計画策定の経験、地域に関する情報等を必ずしも十分持っているとは言えない中、住民に身近な自治体の方々が適切に住民をサポートしていただくことは非常に重要です。また、住民の方々により「地区防災計画」の素案が市町村防災会議に提案された場合、市町村地域防災計画に「地区防災計画」を定める必要があるか判断していただく必要があり、この点においても、自治体には大きな役割があります。

このような取組を、自治体の方々同士で共有できると、「地区防災計画」を推進するために多いに有益であることと思います。特に、住民の方々と、「地区防災計画」の策定プロセス（体制構築→機運醸成→課題抽出→対策検討→骨子作成→計画検証→素案作成→計画提案）ごとに、どのようなやり取りをされたかという方法論は様々であり、地域の実状に応じた工夫がなされています。このような経験は、当該自治体の方々が、「地区防災計画」やそれを反映した市町村地域防災計画の文面のみから読み取ることは通常困難であり、実際に担当された自治体の方々との交流によって共有できるものであると考えます。

内閣府においては、これまで、ガイドラインの発出、地区防災計画の専門家をアドバイザーとして地区や自治体への派遣、地域防災の中核となる人材の育成、シンポジウムの開催による事例の共有等を行ってまいりましたが、さらに、「地区防災計画」に取り組む自治体の方々同士の交流を深め、暗黙知となっている「地区防災計画」策定プロセスに係る経験の共有を図るため、自治体職員のネットワークを立ち上げることといたしました。これは、内閣府主催の「防災推進国民大会 2018」（平成 30 年 10 月 13、14 日東京にて開催）において提案されたものであり、平成 31 年 3 月 16 日、内閣府主催により大阪にて開催する「地区防災計画フォーラム 2019」において、本格的にネットワークを「地区防'z」と命名の上、立ち上げることとしております。

(参考)

- 「防災推進国民大会 2018」の成果：2 ページ目をご覧ください
<http://bosai-kokutai.jp/2018/wp-content/themes/dt-the7/images/pdf/close.pdf>
- 「地区防災計画フォーラム 2019」のご案内：
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/news_190208.pdf

- 参加できる方は、
 - ・ 「地区防災計画」の策定に関心、意欲がある、都道府県・市区町村の職員の方々です。
- 参加いただいた方々には、
 - ・ 内閣府が発信する「地区防災計画」の策定に関する情報やアドバイザーの紹介等を受け取るメーリングリストへの登録
 - ・ 「地区防災計画」の策定推進のための内閣府・自治体との意見交換の場への参加
 - ・ 参加自治体に対する「地区防災計画」の策定プロセス等に関する情報の提供等をお願いしたいと考えております。（※詳細は決まり次第ご連絡いたします）

(注) 若手職員の方、防災担当部局でない方、他組織に出向中の方の参加も歓迎です。また、一つの自治体から複数の職員の参加や、部局単位での参加も可能です。「地区防災計画」の策定経験がない方でも大丈夫です。メーリングリストへの登録は無料ですが、行事等への参加に要する費用が発生する場合は、各自でご負担いただきます。

この趣旨にご賛同いただける方は、3月14日(木)までに、下記メールアドレスあてに「参加登録用紙」の提出をお願いします。なお、本案内について、各都道府県において、管内の市区町村のご担当者様にもご案内いただくようお願い申し上げます。併せて、3月16日(土)の「地区防災計画フォーラム 2019～地区防への道はひとつではない～」にご出席いただけますと幸いです。

なお、本趣旨については、平成 31 年 4 月 23 日 (火) に開催する「平成 31 年度都道府県・政令指定都市 災害ボランティアや NPO 等との連携・地区防災計画策定推進担当課長会議」においても改めて紹介いたします。なお、本会議後にも「地区防'z」への参加募集を追加的に行う予定です。

以 上

【お問い合わせ先】

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（普及啓発・連携担当）付 山口、永村
E-Mail : bousai18@cao.go.jp Tel : 03-3502-6984

<趣旨>

- 地区防災計画を推進する自治体間の交流を深めることにより、地区防災計画に関する経験の共有を図るためのネットワーク
- 自治体単位としてのみならず、職員(個人)として同士の顔が見える関係を作ることにより、情報交換を行いやすくすることを狙う。

<経緯>

- 平成30年10月13日 防災推進国民大会にて設立が提唱
- 平成31年3月16日 地区防災計画フォーラム2019にて、正式旗揚げ

<主な活動内容>

- 地区防災計画に関する情報提供を行うメーリングリストへの参加
 - 地区防災計画の策定事例、「地区防'z通信」の発信等
 - 内閣府が実施する支援情報
- 地区防災計画に関する内閣府・自治体等との意見交換会の開催
 - 6月26日 地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z」会合へのご案内

<登録者数> (4月18日現在)

- 312人・団体 (38都道府県、195市区町村より)